

令和5年8月1日

豊田市長 太田 稔彦 様

小原地域会議  
会長 竹内 正美

## 答 申 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の7第1項の規定に基づき  
諮問を受けたことについて、下記のとおり答申します。

### 記

#### はじめに

私たち小原地域会議委員は、計画期間が令和5年度末で終了する「おばらみらいプラン」を継ぐ第2期計画の検討と合わせて、「高齢者の社会参加の促進に関する取組」について、小原地域で実施できる取組や方策等について話し合ってきました。

私たちはその話し合いの中で、高齢者が、社会にとって有用な存在であるべきことを自覚することや、さらなる向上心を持つことが大事であると考えました。

その一方で、「字（あざ）」ごとに付き合いが異なり、「字」を超えることが難しい小原地域の特徴や、新型コロナウイルス感染症の影響により「結い」の精神が希薄になってきているという課題があります。

これらを踏まえ、諮問のありました高齢者の社会参加の促進に関する取組について、話し合いの中で提示された具体的な取組の案を併記し、以下のとおり答申します。

なお、具体的な取組をどのようにすべきかなどについては、さらに議論を要しますが、現在策定中の「第2期おばらみらいプラン」にもその内容を盛り込むこととしています。

## 高齢者の社会参加を促進するための手段として

- 「生きる」活力や積極性を醸成するため、コミュニケーションの活性化や「字」を超えて自分の輪を作っていく手助けをすることが必要である。  
〔具体例として〕
  - ・ 歓談・雑談などにより交流を深める場や活動の場づくり
  - ・ 体力維持・増強を図る取組
  - ・ 手仕事を中心とした講座の開設
  - ・ 他者とのつながりにより行動出来た成功例の紹介
  - ・ 既存のサークルや団体が、どのような活動をしているのかわかるような紹介物の配布
  - ・ 新たに活動を作り出すだけでなく、現在行われている様々な活動を進化させる工夫
  - ・ 豊田市内で実施している「※じーばーイツ」の積極的な活用
- 退職前から仕事以外のコミュニティに参加できるような仕組みづくり  
〔具体例として〕  
「ずっと元気プロジェクト」に
  - ・ 65歳からではなく、定年前の55歳から参加できる
  - ・ 55歳以上の方と一緒に55歳以下の人（配偶者、親族など）も参加できる

## 高齢者の社会参加を促進するために必要なこととして

- **【重点事項】 高齢者が気兼ねなく移動できるための支援をする仕組みの構築が必要である。**
- 高齢者の会話や日常生活・ニーズなどを把握するため、より詳細な実態把握が必要である。
- 社会福祉協議会や包括支援センターとの、より緊密な連携が必要である。

### ※じーばーイツ

シニアの孤食解消と地域ぐるみでシニアを見守るボランティア団体。  
スタッフが、豊田市内の飲食店でテイクアウトした食事を高齢者宅に届け、一緒に食事もするサービス